令和５年２月開催松野町農業委員会定例総会会議録

１．開催の日時及び場所

日　時　　令和５年２月10日（金）　13時30分より

場　所　　松野町役場　議場兼大会議室

２．会議構成員（農業委員）現在総数　　13名

出席：13名　　欠席：０名

３．農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏　名	出欠
会長	1	上家地	村田　和宏	出席
副会長	2	―	矢野　千津	出席
	3	蕨　生	金谷　純一	出席
	4	富　岡	加賀田幸二	出席
	5	吉　野	太田　善英	出席
	6	―	山崎　　匡	出席
	7	豊岡前	毛利　彰男	出席
	8	松　丸	山口　賢三	出席
	9	目　黒	河野　和平	出席
	10	豊岡後	森口　　泰	出席
	11	延野々	石田　芳久	出席
	12	奥野川	滝口　博臣	出席
	13	―	松比良八重子	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏　名	出欠
松丸地区、延野々地区、豊岡後地区、豊岡前地区	綱崎　幸紀	出席
	松田　荘一	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上　優二	出席
	橋田　忠弘	欠席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	赤松　　晋	出席
	金谷　恒夫	出席

農業委員会事務局
農業委員会事務局長　　小西　　亨
農業委員会事務局次長　　中平　大介
農業委員会事務局主事　　岡本　　渉

４．議長選出他
議長　　矢野　千津
会議録署名委員　　森口　　泰
　　石田　芳久

会議書記　　岡本　　渉

５．閉会の日時
令和５年２月10日（金）　　14時25分

６．議事日程
議案第１号　農用地利用集積計画（案）の承認について

７．会議の概要

小西事務局長　改めましてみなさんこんにちは。定刻になりましたので、ただ今から農業委員会定例総会を始めさせていただいたらと思います。

今年度改選期で新たな体制ができまして会を重ねましたが、はや２月ですのでもう今回と来月で今年度が終了という事になりました。非常に早いなと思います。そう言うこともありまして今日はその他のところで、年度末を迎えるにあたっての連絡事項と言いますか、共通認識を持っていただきたいこと、そして来月私たちの農業委員会を運営する上での一番の根本になる農地法と、いわゆる基盤法、そこが大きく改正をされて運用が大きな見直しになるということになります。４月から新たな運用で、始めていかないといけない事もありますので、来月は少しその改正点をみなさんにご理解いただいておく事が必要になりますので、ちょっとした研修の場を来月は総会に合わせてやらしていただきたいなと思います。その点また最後その他のとこで岡本君のほうから詳細は連

絡を致しますが、年度末にあたりましての時期になっとりますので、その点またご理解をいただいて会の運営にご協力いただいたらと思います。

　では会長さんからご挨拶をよろしくお願いします。

村田会長　　みなさんこんにちは。雨の中出席をありがとうございました。今日の案件は一件だけ、集積計画の案件の議案だけなんですけど、言われたようにその他でちょっと時間がいるかなと思いますけど、よろしくお願い致します。

　少しずつ季節は春になったんですけど、ちょくちょく寒い日も続きますけど少しずつならしながら春に向けていったらと思っております。基幹産業である梅の花もちらほら咲き出してきました。これからまたどんどん寒さも無くなってくると思いますけど、荒廃農地の無いようにみなさん方心がけてやってもろたら思います。

　それでは始めたいと思います。お願いします。

　議事録署名委員なんですけど、10番の森口委員さん、11番の石田委員さんにお願いを致します。４番の報告事項なんですけど、ありましたら。

岡本主事　　その他でまとめてお願いします。

村田会長　　その他のところでよろしくお願いします。

　さっそく議事のほうに入りたいと思います。議案第１号「農用地利用集積計画（案）の承認について」を議題として、事務局のほうで説明をお願いします。

岡本主事　　失礼します。資料４ページをお開き下さい。利用権設定の申請でござ

います。番号67番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が目黒〇〇〇番、地目は田、面積が1,560㎡です。賃貸借で４年と11ヶ月の契約となっております。図は８ページをご覧下さい。こちら新規の案件です。

続いて番号68番、貸人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、同じく〇〇〇さん。利用権設定する土地が目黒〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目全て田で、面積が５筆合計で4,382㎡です。賃貸借でこちらも４年11ヶ月の契約となっております。図は９ページをご覧下さい。こちらも新規の案件です。

続いて資料５ページです。番号69番、貸人、愛知県豊橋市雲谷町〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、同じく〇〇〇さん。利用権設定する土地が〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目が〇〇〇番は畑で他二つが田でございます。面積は３筆合計で3,580㎡です。賃貸借でこちらは８年と4ヶ月の契約となっております。図は10ページです。こちらも新規の案件です。

続いて番号70番、貸人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が目黒〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目全て田で、面積が４筆合計で2,591㎡となっております。賃貸借で11ヶ月の契約となっております。図は11ページをご覧下さい。こちら継続の案件です。

続いて番号71番、貸人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、〇〇〇さん。利用権設定する土地が目黒〇〇〇番、地目は田、面積が3,196㎡です。賃貸借でこちらも11ヶ月の契約となっております。図は12ページをご覧下さい。こちらは新規の案件です。

続いて番号72番、貸人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が目黒〇〇〇番、地目は田、面積が1,923㎡です。使用貸借で５年と11ヶ月の契約となっております。

図は13ページをご覧下さい。こちら継続の案件です。

続いて資料６ページです。番号73番、貸人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん。ちょっとこちら補足ですが、〇〇〇さんはかなりご高齢なんですが、実際に田んぼされるのは息子さんがメインにされておりまして、手続き自体も息子さんのほうでしていただいております。実際に作業をするのは息子さんで、お母さんのほうはお手伝いというかそういうレベルではあるんですが、契約のほうはお母様の方でしておいてほしいという事で、借人のほうは〇〇〇さんというふうになっております。利用権設定する土地が目黒〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で、面積が３筆合計で3,272㎡となっております。賃貸借で５年と11ヶ月の契約となっております。図は14ページです。こちらは新規の案件です。

番号74番、貸人、宇和島市三間町是能〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が目黒〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で、面積が２筆合計で2,096㎡です。賃貸借で３年と11ヶ月の契約となっております。図は15ページをご覧下さい。こちらも新規の案件です。

続いて番号75番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が吉野〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で、面積が２筆合計で6,273㎡です。賃貸借で19年の契約となっております。図は16ページをご覧下さい。こちら新規の案件です。

続いて番号76番、貸人、松山市北井門〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、同じく〇〇〇さん。利用権設定する土地が吉野〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で、面積が合計で2,341㎡となっております。賃貸借で19年の契約です。図は17ページをご覧下さい。こちらも新規の案件です。

続いて資料７ページです。番号77番、貸人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇さ

ん、借人、四万十市西土佐江川崎〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が蕨生〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目全て畑で面積が８筆合計で4,718㎡です。賃貸借で５年間の契約となっております。図は18ページをご覧下さい。こちらは継続の案件です。

以上11件です。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　説明がありましたけど、目黒が特に多かったように思うんですけど、何か質問ありませんか。

目黒の〇〇〇さんいうのは〇〇〇の人。いや、11ヶ月位にしとるのは。

岡本主事　前回の契約も１年間で、とりあえず単年ずつというのは本人の方針としてあるみたいです。将来的な話をどこまで考えられとるかというのは分からないとこではあるんですけど。１年ずつというところでお話は聞いています。

村田会長　結局荒らさずに。

岡本主事　ちゃんと作ってもらっています。

村田会長　どうでしょうか。

ご意見がなければ、計画通りでよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　計画通り承認という事でいきたいと思います。以上で議事のほうは終

わりたいと思いますが、その他で事務局からいろいろとあるそうですので、お願いします。

岡本主事　　失礼します。事務局から４点ございます。ちょっと多いんですがお願いします。

※事務局から２点事務連絡。

３点目です。次はお願いになります。一緒にお配りしとるクリップ止めの資料で「農地の貸付意向に関するアンケート」というものをみなさんにお配りしておると思います。こちらのアンケートを農業者の方に、土地の所有者の方にお願いしたいということでございます。こちらのアンケートは令和２年の８月に実施した「農業の未来に関するアンケート」というものがありまして、その中で所有または管理している農地について貸付を希望すると回答した方をとりあえず対象としております。アンケートの目的は、農業の新規参入者、協力隊の農業班とか公社でやっている農業研修の修了者をとりあえず想定をしておるんですが、これから新たに農業を始めるという人が借りれる農地を探しているという時に、それから土地を探しておったのでは遅いので、迅速に対応、斡旋できるように事前にご意向を伺うというものです。斡旋を確約できたりするわけでは無いですし、貸付を希望すると書かれたとしても、その後地域の知っとる担い手の方に貸していただいても大丈夫ということでございます。

農業委員会の活動の中で、新規就農者を増やすということも委員会の活動目標の中にございます。増やすといってもそう簡単にできるものでは無いというのはご承知のとおりですが、将来的に新規参入者、新規就

農者が現れた時にスムーズに農地を確保できるように、事前に土地の所有者から内諾をうけておきたいというのがこのアンケートの趣旨です。中には外からやって来た人には土地貸したくないとか、貸すなら顔の知った地元の農業者の方がいいとか、そういう方も中にはおられると思います。所有者の方のそういうご意向を先に把握しておいて、新規就農者の方がどこそこの地区で農地を探しているということになれば、アンケートの回答の中からこの人の農地が近くにあるからその人のところに行こうというのがすぐに言えるようにしたいなというのがこのアンケートを集める目的です。どなたにアンケートをお願いしたらいいのかいうのが２枚目以降についている名簿になります。ご自身の地区、推進委員さんの複数またがる方については二地区分名簿を付けております。こちら側も先ほど言った令和２年のアンケートで貸付希望すると回答された方の一部になります。この名簿の中の方にアンケートをお願いしてもいいし、この名簿の方以外でもかまいません。あくまでうちが現時点で把握しておる貸付意向という事で、それ以外にも普段活動されとる中で、農地を貸したいと言われよる情報は委員さんのほうがおそらく詳しいかと思うので、聞きやすい方でかまいません。アンケート用紙３枚付けとるんですけど、二人、できれば三人、ご意向のアンケートのほうを、土地の所有者の方の所に行って聞き取りをしてもらったらと思います。面積とかも書いとるんですけれども、その方が所有しとったり、管理しとったりする全部の面積では無くて、あくまでアンケートの結果だけなんで、面積は気にしなくていいかなと思います。

ちょっとお忙しいところ申し訳ないんですけれども、来月の委員会の時ぐらいに回収させてもらったらと思いますので、よろしくお願いします。

このアンケートの事で何か不明な点とかあれば、お願いします。

小西事務局長　新規の人に貸してもかまんよという意向のある人にアンケートをとっていただければと。誰でもいいけん貸してやらえという意向を集めときたいいう事なんで、絶対貸さんいう人にアンケートとってもしょうがないので、その辺は委員さんのさじ加減で貸してもいいという人にあたってもらえると、すごくいい結果が集まると思います。

岡本主事　将来の話でもいいです。

アンケートの回答内容自体も貸付希望３年ぐらい前は貸付希望ということであったけど現在貸付の希望されとるか、意向がかわったんであればどういう意向になったかという事、二番目が新規参入者にも斡旋してかまわないか、ということだけでございます。名簿は参考ぐらいで考えてもらったらと思います。アンケートの意向把握は今年度は遅くなったんですけど、来年以降も継続してやる必要があるかなと思います。農業委員会の活動目標の中にも入れさせてもらっているので、来年度以降も継続してするようになると思います。年間に委員さん一人当たりが三人から五人程度少しずつでも集めていければいいかなと思っております。来年度は事前にこのアンケート用紙を新たに作り直ししたりして、お配りしておいて、手が空いたタイミングでお願いするようになるかと思います。今回については来月の委員会を目安に回収をお願いできたらと思っております。

聞き取りで大丈夫です。地主さん本人に書いてもらうより聞き取りのほうがいいかもしれないですね。活動記録簿の２番に書けます。

新規参入の人を確保しづらいと言いますか、現実難しいところはあるんですけど、毎年協力隊は募集してますし、研修生の制度とかも整備をしてます。新規参入者が現れた時にさっと用意できれば、その後の定着

にも繋がると思いますので、地道な取組がゆくゆくのことに繋がっていくと思いますので、是非ご協力をお願いします。

最後４点目でございます。皆様にご協議いただきたい内容がございます。公務員、例えば役場職員とかなんですけど、公務員の方の農地の取得の制限を今しているんですけど、それを無くしてはどうかというご提案でございます。

農業委員会では公務員の方、主に役場の職員ですけど、農地法３条で農地を取得するのはできないという取り決めをしております。その理由としては、公務員の職務専念義務と農業経営の拡大を主目的とする農地法３条の考え方、理念は合わないだろうということで、山口前会長さんの時から継続して運用しているものです。これを無くしたらどうかという提案の理由なんですが、法改正の話にも繋がってきまして、農地法３条の下限面積が無くなるというのが主なんですけど。詳しい話は来月の研修会でさせてもらったらと思うんですが、３反ないと農地が買えないという前提がなくなります。その目的は多様な担い手を確保するというのが最大の目的です。現に町の職員が田んぼを借りてお米を作ってもらっとるというような現状もございます。今後は農地を守れる人に農地を守ってもらわんといけんという状況にきておると思います。農地法が大きく改正されるこのタイミングで運用も見直してはどうかという提案でございます。

もちろん本人の公務に支障のない範囲でというのもありますし、実家が元々農業をしておって、本人も農作業しているという方も多くおられます。現在の農地法上も世帯員の方が主に作業されておる方であったら、農地法上も認められる。農地法の考えだけでいえば公務員はダメという制限もないのでこの機会に見直してはどうかというご提案でございます。ご協議いただければと思います。よろしくお願いします。

山崎委員　　これは松野だけの考え方なんですか。

岡本主事　　おそらく松野だけだと思います。

山崎委員　　松野だけの取組であるなら改正すべきじゃないですか。

小西事務局長　　変えるなら変えるなりの協議と意思統一が必要だと思っています。今日は問題提起するだけにしたいと考えています。他にも３年３作やってないと農地の転用できないという３年３作の適用も無くなってしまいます。これは各県の内規として運用しているもので、全国的に運用されているものでしたが、足かせになることは止めてくれというのが国の考えです。少しでも誰でも農地持ってやってくれという門は開けるんですけど、反対に言えば誰でも農地買えて、宅地に持っていけてしまう。両極端ではあるがそのようにしなさいということになります。

公務員と農業二つの仕事をやらないけんので、役場に兼業の許可を出して、兼業で仕事の枠を超えん休みとかアフターファイブにこういうことやっていいかいうことで、兼業の許可出したら、お金もらうことをしてもいい、そういうルールのある中で、この際このルールは取っ払った方がいいのかなと私も考えとるので提案させてもらいました。来月研修で改正の内容もように聞いてもらって、このタイミングじゃないと変えようが無いと思います。来月一緒に検討してもろたらと思います。

村田会長　　今のことに対してちょっと聞いとったらいいいうようなことはありませんか。

矢野副会長	誰でも申請したら農地は持てるということですか。
小西事務局長	はい、持てます。
岡本主事	年間の農業従事日数が世帯員混みで150日以上ないといけないとか、持っとる農地は荒さんように耕作しないといけないとか、他の要件は引き続きありますが、かなり持ちやすくなると思います。
小西事務局長	役場の人間も地域の農業を支えるメンバーに数えていかんかったら、役場の人間外しよったら歯抜けになるし、実態に即してやるんやったらあまり影響はないかと思います。
村田会長	何かありませんか、今のうちに何か聞きたいことあったら。
小西事務局長	※事務局長から２点説明。
村田会長	他無いですか。無いようでしたら終わりたいと思います。
矢野副会長	今日はどうもお疲れ様でした。法律が改正になるということで私たち農業委員もいろいろと大変になるかと思いますけどもお互いに情報交換しながらやっていきたいと思います。よろしくお願いします。